

令和 7 年 第 3 回

児玉郡市広域市町村圏組合議会定例会会議録

令和 7 年 10 月 15 日

児玉郡市広域市町村圏組合議会

令和7年児玉郡市広域市町村圏組合議会第3回定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
~~~~~	~~~~~
第1日(10月15日)	
○議事日程	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○議会事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○議事説明者の出席報告	5
○管理者提出議案の報告	5
○管理者提出議案の上程	6
○管理者提出議案に対する提案理由の説明	6
○管理者提出議案に対する議案内容の説明	7
○監査委員の報告	13
○第10号議案に対する質疑	13
○第11号議案に対する質疑	13
○第12号議案に対する質疑	14
○第13号議案に対する質疑	14
○第10号議案ないし第13号議案の常任委員会付託省略	17
○第10号議案に対する討論・採決	17
○第11号議案に対する討論・採決	17
○第12号議案に対する討論・採決	18
○第13号議案に対する討論・採決	18
○管理者挨拶	18
○閉会の宣告	19
署名議員	21

## 參考資料

○議案處理狀況.....	2 3
○議案審議結果一覽表.....	2 3

## ○ 招 集 告 示

児玉郡市広域市町村圏組合告示第17号

令和7年児玉郡市広域市町村圏組合議会第3回定例会を次のとおり招集する。

令和7年10月8日

児玉郡市広域市町村圏組合

管理者 吉 田 信 解

1 期 日 令和7年10月15日

2 場 所 児玉郡市広域市町村圏組合議場

○ 応 招 • 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	清	水	静	子	君	2番	新	井	英	行	君
3番	坂	本	貴	佳	君	4番	富	田	雅	寿	君
5番	金	子	義	則	君	6番	粳	田	平	一郎	君
7番	高	橋	和	美	君	8番	櫻	沢		保	君
9番	林		富	司	君	10番	赤	羽	奈	保	子
11番	飯	塚	賢	治	君	12番	早	野		清	君

不応招議員（なし）

第1日 10月15日（水曜日） 本会議

# 令和 7 年児玉郡市広域市町村圏組合議会第 3 回定例会議事日程（第 1 日）

令和 7 年 10 月 15 日（水曜日）

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 日程の報告
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 会期の決定
- 6 議事説明者の出席報告
- 7 管理者提出議案の報告
- 8 管理者提出議案の上程
- 9 管理者提出議案に対する提案理由の説明
- 10 管理者提出議案に対する議案内容の説明
- 11 監査委員の報告
- 12 議案に対する質疑、討論、採決  
　　第 10 号議案ないし第 13 号議案
- 13 管理者挨拶
- 14 閉 会

○出席議員（12名）

1番	清	水	静	子	君	2番	新	井	英	行	君
3番	坂	本	貴	佳	君	4番	富	田	雅	寿	君
5番	金	子	義	則	君	6番	粳	田	平	一郎	君
7番	高	橋	和	美	君	8番	櫻	沢		保	君
9番	林		富	司	君	10番	赤	羽	奈	保子	君
11番	飯	塚	賢	治	君	12番	早	野		清	君

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

管理者	吉	田	信	解	君	副管理者	原	田	信	次	君
副管理者	櫻	澤		晃	君	副管理者	山	下	博	一	君
事務局長	田	島	隆	行	君	消防長	野	沢		充	君
総務課長	櫻	井	英	樹	君	小山川クリーンセンター長	前	川	英	寿	君
施設課長	春	日	達	也	君	消防本部次長	久	保	賢	一	君
消防本部 総務課長	高	橋		論	君	監査委員	持	田		修	君

○議会事務局職員出席者

議会事務 局長	阿	佐	美	雅	史	君	書記	篠	崎	香	織	君
------------	---	---	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---

10月15日午後 3時25分開議

○開会及び開議の宣告

議長（櫻沢 保君） ただいまから令和7年児玉郡市広域町村圏組合議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○日程の報告

議長（櫻沢 保君） この際、日程の報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○会議録署名議員の指名

議長（櫻沢 保君） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

2番 新井 英行 議員

9番 林 富司 議員

以上2名の方にお願いいたします。

○会期の決定

議長（櫻沢 保君） これより会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（櫻沢 保君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

○議事説明者の出席報告

議長（櫻沢 保君） 次に、本定例会の議事説明者として、地方自治法第121条第1項の規定により、管理者ほか関係役職員の出席を求めました。

○管理者提出議案の報告

議長（櫻沢 保君） これより本会議に付議いたします事件を報告いたします。

議会事務局長より議案の朗読をいたさせます。

議会事務局長。

**議会事務局長（阿佐美雅史君）** 朗読いたします。

令和7年児玉郡市広域市町村圏組合議会第3回定例会付議事件

第10号議案 児玉郡市広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

第11号議案 児玉郡市広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

第12号議案 令和7年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）

第13号議案 令和6年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定について

以上です。

**議長（櫻沢 保君）** ただいま報告いたしました議案は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

#### ○管理者提出議案の上程

**議長（櫻沢 保君）** これより管理者から提出された第10号議案ないし第13号議案、以上4件を一括議題といたします。

#### ○管理者提出議案に対する提案理由の説明

**議長（櫻沢 保君）** 管理者から提案理由の説明を求めます。

吉田管理者。

**管理者（吉田信解君）** 議長のお許しをいただきましたので、議案の提案理由の説明を申し上げます。

本日ここに令和7年児玉郡市広域市町村圏組合議会第3回定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご多用の折にもかかわらず、ご健勝にてご参会を賜り、組合行政の諸案件につきましてご審議をいただきますことは、広域行政進展のため、誠に感謝に堪えない次第でございます。

さて、本定例会にご提案申し上げました議案は、条例の一部改正が2件、令和7年度一般会計補正予算が1件、令和6年度一般会計決算認定が1件の合計4件でございます。

まず、第10号議案 児玉郡市広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例でございますが、人事院規則の一部改正に準じ、職員の仕事と育児等の両立支援に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出するものでございます。

続きまして、第11号議案 児玉郡市広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度を拡充したいので、この案を提出するものでございます。

続きまして、第12号議案 令和7年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,406万5,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ46億5,403万円とするものでございます。

次に、第13号議案 令和6年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございますが、監査委員のご審査をいただきましたので、関係書類を添えまして決算認定をお願いするものでございます。

議案の詳細につきましては、事務局長から説明いたさせます。何とぞ慎重ご審議の上、よろしくご議決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

**議長（櫻沢 保君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

#### ○管理者提出議案に対する議案内容の説明

**議長（櫻沢 保君）** 次に、議案内容の説明を求めます。

田島事務局長。

**事務局長（田島隆行君）** 議長のお許しをいただきましたので、本定例会にご提案申し上げました議案内容につきましてご説明を申し上げます。

お手元に配付してございます条例案概要書及び新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。本日、決算認定がございますので、説明が多少長くなりますことをご了承ください。

まず初めに、第10号議案 児玉郡市広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例でございます。趣旨でございますが、人事院規則の一部改正に準じ、職員の仕事と育児等の両立支援に関し必要な事項を定めるための改正でございます。

内容でございますが、時間外勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大として、職員が請求した場合、子を養育するために時間外勤務の対象となる子の範囲を3歳未満の子から小学校就学前の子に拡大するものでございます。また、仕事と育児等の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備を行います。

新旧対照表は、2ページ及び3ページをお願いいたします。第19条の2において、妊娠、出産等についての申出があった場合に、仕事との両立支援制度等の個別の周知及び意向確認等の措置を講じることについて新たに規定するものでございます。

また、第19条の3においては、職員の配偶者等家族の介護が必要な状況になった申出があった場合に、仕事との両立支援制度等の周知及び意向確認等のための面談等を講じ、40歳に達した職員に対してはこれらの措置等を周知しなければならないことについて新たに規定するものでございます。

新旧対照表の4ページをお願いいたします。第19条の4においては、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置を講じることについて新たに規定するものでございます。

その他として、第16条において、文言の整理をしております。

施行期日につきましては、公布の日でございますが、令和7年10月1日から適用することといた

します。

続きまして、第11号議案 児玉郡市広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例でございます。趣旨でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業を拡充するための改正でございます。具体的には、育児時間の取得パターンを多様化し、子供の年齢に応じた柔軟な働き方の拡充に資するものでございます。

内容でございますが、新旧対照表の5ページをお願いいたします。第19条第1項においては、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の部分休業の形態を第1号部分休業と定めます。この第1号部分休業を請求した場合において、現行の部分休業制度では勤務時間の始めまたは終わりに限っていたものを、勤務時間のいずれの時間帯でも部分休業を承認可能とする取扱いに改めます。

次に、第19条の2及び第19条の4についてですが、1年につき条例で定める時間、およそ10日相当となります。これを超えない範囲内の部分休業の形態を新たに設け、第2号部分休業と定めます。取得単位は1時間といたします。職員は、第1号部分休業、第2号部分休業のいずれかを選択することができるようになります。

次に、第19条の3においては、部分休業の請求に関する事項として、請求期間を新たに規定いたします。第19条の5においては、育児休業に係る申出の内容が変更できる特別な事情について規定し、第21条においては、部分休業の承認取消事由について、それぞれ規定いたします。

その他としては、引用条項の項ずれなど、法令の改正に伴い規定の整備をいたします。

また、附則第2項において、第2号部分休業の承認に関する経過措置を規定いたします。今回、年度の半期での改正のため、令和7年度中は、部分休業の取得可能時間数を10日相当の半分の5日相当とするものでございます。

施行期日につきましては、公布の日でございますが、令和7年10月1日から適用することといたします。

続きまして、第12号議案 令和7年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）でございます。お手元に配付してございます別冊の補正予算書1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,406万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億5,403万円とするものでございます。

次に、歳入歳出予算の補正の内容ですが、補正予算に関する説明書により歳出からご説明いたします。7ページをお願いいたします。今回は、2点の補正をお願いしております。まず、1点目は職員人件費です。7ページの議会給与費から8ページの常備消防給与費における職員及び会計年度任用職員の人件費を補正するものです。これは、4月1日の人事異動による職員の配置や市町村共済組合負担金率の変更に合わせて、給与や共済費等を計算し直した額に補正をさせていただくものでございます。それぞれの説明につきましては省略させていただきます。

2点目になります。7ページの下段、款3衛生費、項1保健衛生費、一番右側の説明欄、斎場運

當費340万9,000円は、斎場指定管理業務の増加費用に係る組合負担費用分を新たに追加するものでございます。

以上で歳出補正の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入補正についてご説明いたします。6ページをお願いいたします。款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金、前年度繰越金2,406万5,000円の増額は、歳出事業費の補正に伴い、追加するものでございます。

以上で第12号議案の説明を終わります。

続きまして、第13号議案 令和6年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定についてでございます。

お手元に配付してございます別冊の決算書をご準備お願いいたします。まず初めに、決算書の1ページをお開きください。こちらは、歳入の総括表になります。一番下の歳入合計欄を御覧ください。予算現額44億7,261万円に対しまして、調定額、収入済額ともに44億3,074万7,516円となり、不納欠損額、収入未済額ともにゼロ円でございました。

次に、2ページをお願いします。こちらは、歳出の総括表になります。一番下の歳出合計欄を御覧ください。予算現額44億7,261万円に対しまして、支出済額42億3,404万7,768円、翌年度繰越額は6,363万9,000円、不用額は1億7,492万3,232円でございました。

次に、実質収支に関する調書をご説明いたします。18ページ、一番最後のページを御覧ください。歳入総額、歳出総額につきましては、ただいま説明しましたとおりでございます。区分3の歳入歳出差引額は1億9,669万9,000円となり、区分4の翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、(2)、繰越明許費繰越額は433万9,000円でございますので、区分5の実質収支額は1億9,236万円でございました。

次に、歳入歳出の決算内容について、事項別明細書によりご説明申し上げますので、3ページをお開きください。まず、主な歳入の決算内容についてご説明いたします。款1分担金及び負担金でございます。これは、組合の各事業に対する構成市町の負担金でございます。予算現額、調定額、収入済額ともに37億3,756万8,000円で、歳入に占める構成割合は84.4%となっております。

次に、款2使用料及び手数料のうち項1使用料、目2衛生使用料、節1斎場使用料の収入済額は4,410万9,000円でございます。令和6年度の火葬体数は2,277体で、前年度に比べ151体の増となっております。

次に、4ページをお願いいたします。項2手数料、目1衛生手数料、節1利根グリーンセンター手数料は101万91円でございます。し尿等の搬入量は約3万6,126トンで、前年度に比べ約206トン減少し、率にしては約0.57%の減少でございました。

節2小山川クリーンセンター手数料は2億1,051万6,240円でございます。内訳でございますが、事業系ごみの有料搬入量は約9,849トン、手数料にして1億9,698万200円、家庭系ごみの有料搬入量

は約3,381トン、手数料は1,352万4,440円、特定家庭用機器の運搬手数料は1万1,600円でございます。

次に、目2消防手数料につきましては、危険物施設の許認可等の手数料として128件、215万6,250円でございます。

次に、款5財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入、備考欄の自動販売機設置に係る組合有財産賃貸借料145万9,700円は、組合事務所、小山川クリーンセンタープラットフォーム、各消防庁舎に設置している清涼飲料水の自動販売機設置場所に係る賃貸借料でございます。

次に、目2利子及び配当金、備考欄、5ページになりますが、財政調整基金利子8万9,225円は、財政調整基金の利子でございます。

次に、項2財産売払収入、目1物品売払収入、備考欄の物品売払収入5,620万8,044円は、小山川クリーンセンターの鉄やアルミなどの有価物売払収入等でございます。

次に、款6繰入金、項1基金繰入金、備考欄の財政調整基金繰入金4,988万1,000円は、財政調整基金からの繰入金でございます。

次に、款7繰越金、項1繰越金1億8,156万5,918円は、前年度繰越金でございます。

次に、款8諸収入でございます。項1預金利子、目1預金利子29万7,775円は、普通預金の利子でございます。

次に、項2雑入、目1雑入、収入済額7,944万5,913円でございますが、主なものといたしましては、備考欄にございますように、生命保険団体取扱手数料51万8,624円、余剰電力売電料金6,955万4,109円、高速自動車道救急業務支弁金219万4,470円でございます。

次に、款9組合債、項1組合債、目1衛生債、備考欄の一般廃棄物処理事業債2,260万円は、小山川クリーンセンターのごみクレーンP L C更新工事に係るものでございます。

次に、目2消防債、備考欄の消防防災施設整備事業債4,320万円は、中央消防署の消防ポンプ自動車購入に係るものでございます。

以上が主な歳入の決算内容でございます。

続きまして、主な歳出の決算内容について説明をさせていただきます。7ページをお願いいたします。まず、款1議会費でございますが、予算現額817万7,000円に対しまして、支出済額802万9,149円、不用額は14万7,851円でございます。主な支出内容は、議員報酬や議会事務局職員人件費などでございます。

次に、款2総務費でございます。予算現額3億3,498万2,000円に対しまして、支出済額3億1,818万9,149円、不用額1,679万2,851円でございます。

項1総務管理費、目1一般管理費でございますが、支出済額1億9,848万4,650円につきましては、正副管理者の報酬、事務局職員の人件費、庁舎維持管理費などでございます。不用額1,127万2,350円につきましては、給料などの人件費、需用費等でございます。

8ページをお願いいたします。目2財政管理費、節24積立金の支出済額9,087万2,225円は、財政調整基金への積立金でございます。なお、財政調整基金の令和6年度末残高につきましては3億567万2,759円でございます。

次に、目3財産管理費、支出済額846万2,783円は、神川町の新宿ふれあい公園維持管理費、公園整備に伴う起債償還分の負担金でございます。

次に、目4企画費、支出済額1,234万5,505円は、OAシステムの保守委託料、システム機器のリース料などでございます。不用額488万495円は、財務会計システム機器賃貸借の計画の見直しに伴い予定していた公会計システム委託の執行がなくなったことや新たな財務会計システム機器の賃貸借契約がなくなったこと等によるものでございます。

9ページをお願いいたします。目5業務管理費、支出済額46万1,139円は、施設課の業務管理費でございます。

次に、目6会計管理費、支出済額72万1,276円は、出納室の事務費でございます。

次に、目7公平委員会費、支出済額2万8,500円は、公平委員の報酬、旅費でございます。

10ページをお願いします。目8職員研修費、支出済額656万6,071円は、構成市町及び組合職員の研修関連経費で、研修に係る講師謝金及び業務委託料などでございます。令和6年度の修了者は、12の研修に430名でございました。

項2監査委員費、目1監査委員費でございますが、支出済額24万7,000円は、監査委員の報酬、旅費等でございます。

款3衛生費でございます。予算現額17億6,321万9,000円に対して、支出済額16億4,808万2,239円、不用額1億1,513万6,761円でございます。

項1保健衛生費、目1斎場費、支出済額1億2,056万742円は、指定管理料、施設維持管理費などでございます。不用額の871万7,258円につきましては、修繕工事等の入札差金などによるものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。目2余熱利用施設費、支出済額6,548万3,822円は、指定管理料や修繕などの施設の維持管理費でございます。不用額14万5,178円は、修繕料の入札差金などによるものでございます。

次に、項2清掃費、目1利根グリーンセンター費、支出済額2億7,690万8,438円は、汚泥乾燥焼却や破碎機などの設備の修繕費のほか、施設管理委託料等の業務委託料などでございます。不用額2,478万2,562円は、プロフィットシェアにより電気料金が抑えられたことや修繕に係る入札差金などによるものでございます。

次に、12ページをお願いいたします。目2小山川クリーンセンター費、支出済額11億7,693万268円は、職員の人工費、施設の管理、運営、維持に要する経費でございます。主なものといたしまして、焼却により生じるダイオキシン類等の有害物質除去のための環境対策用薬品類の購入費、燃料費、

光熱水費、さらに施設運転管理や焼却灰運搬処理などの業務委託料などでございます。不用額7,946万5,732円は、薬品類及び修繕に係る入札差金や、ごみ量減少に伴い焼却灰等の排出量も減少したこと、運搬に係る単価が入札により安値で契約できしたことなどによるものでございます。

次に、14ページをお願いいたします。目3埋立処分地施設費、支出済額819万8,969円は、美里、栗崎、神泉の各最終処分場や一時保管場の水質検査業務委託及び除草等の管理経費でございます。不用額202万6,031円は、突発的な修繕が見込みより少なかったこと、各業務委託に係る入札差金などによるものでございます。

次に、15ページをお願いいたします。款4消防費でございます。予算現額19億6,817万1,000円に対しまして、支出済額18億7,346万3,219円、翌年度繰越額として繰越明許費6,363万9,000円、不用額3,106万8,781円でございます。

項1消防費、目1常備消防費の支出済額18億157万8,487円は、消防職員の人件費のほか常備消防事務費でございます。

備考欄の上から2つ目の二重丸、常備消防事務費の主なものにつきましてご説明いたします。8旅費は、消防学校や消防大学校、救急救命士養成所などへの通学に係るものでございます。10需用費は、被服費や消防用ホースなどの消耗品費、光熱水費などでございます。11役務費は、消防車両等の車検費用や保険料、消防通報通信料などでございます。12委託料は、施設及び各設備類の管理委託料、消防無線機器等の保守点検業務委託料などでございます。

16ページをお願いいたします。13使用料及び賃借料は、複合機などの事務機器、寝具、消防情報管理システムなどの使用料でございます。

18負担金補助及び交付金は、消防学校、消防大学校及び救急救命士養成所の入校に係る負担金や職員の資質養成に係る経費などでございます。

15ページに戻っていただきまして、目1常備消防費の不用額2,686万7,513円は、物品調達や消防無線・消防緊急通信指令装置保守点検業務委託等の業務委託における入札差金などによるものでございます。

17ページをお願いいたします。目2消防施設費、支出済額7,188万4,732円は、庁舎施設及び車両等の消耗品費や修繕費、消防ポンプ自動車等の購入などでございます。

次に、款5公債費、項1公債費でございますが、元金及び利子の支出済合計額は3億8,628万4,012円でございます。なお、令和6年度末における地方債借入残高につきましては6億3,482万円となっております。

次に、款6予備費でございます。予算現額1,000万円に対しまして、予備費の充用はございませんでしたので、全額不用額でございます。

以上で第13号議案の説明を終わります。

これにて、第10号議案から第13号議案までの議案内容の説明を終わらせていただきます。何とぞ

慎重審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（櫻沢 保君） 以上で議案内容の説明を終わります。

#### ○監査委員の報告

議長（櫻沢 保君） これより第13号議案に対する監査委員の報告を求めます。

持田監査委員。

監査委員（持田 修君） では、決算審査のご報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、監査委員の審査に付されました令和6年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算について、法令の規定に準拠して作成されているか、計数的に的確であるか、予算の執行状況はどうか等を中心に、令和7年8月7日に審査を行いました。その結果、総合して適正であると認めます。

なお、審査の詳細につきましては、意見書としてお手元に提出してございますので、ご審議の資料としてご高覧願いたいと存じます。

地方財政の厳しい中、特に当組合の歳入の大部分が構成市町の負担金によって賄われていることに鑑み、健全財政を基本に、広域行政進展のため、様々な創意工夫及び技術向上等に努めていることがうかがえます。

今後も、諸情勢を的確に判断しながら、より効率的な行財政運営に努め、圏域内住民の生活の向上に努力されることを期待して、監査委員の報告とさせていただきます。

議長（櫻沢 保君） 以上で第13号議案に対する監査委員の報告を終わります。

#### ○第10号議案に対する質疑

議長（櫻沢 保君） これより議案に対する質疑に入ります。

まず、第10号議案 児玉郡市広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（櫻沢 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

#### ○第11号議案に対する質疑

議長（櫻沢 保君） 次に、第11号議案 児玉郡市広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という人あり)

議長（櫻沢 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○第12号議案に対する質疑

議長（櫻沢 保君） 次に、第12号議案 令和7年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という人あり)

議長（櫻沢 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○第13号議案に対する質疑

議長（櫻沢 保君） 次に、第13号議案 令和6年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

7番、高橋議員。

7番（高橋和美君） ちょっと何点かお聞きします。

まず、歳入で、4ページの財産収入の備考欄で、自動販売機設置に係る組合有財産賃貸借料145万9,700円で、予算が45万3,000円だったのに100万円からの増収になっているのですが、自販機で100万円もの増収になっていたというのはどこに設置されたのでしょうか。各公共施設の中で従来必要なものは入札されていたと思うのですけれども、新たに100万円というのはどこに設置されたのかお尋ねいたします。

それから、その中の雑入ですけれども、最初予算が271万4,000円だったのが717万8,710円の決算で予算費が大きく上回っているのですけれども、その理由についてお尋ねいたします。

それから、歳出について、13ページの小山川クリーンセンターの備考欄の12委託料の焼却炉の煙突清掃点検業務委託というのは、これ予算になかったのに何で出てきたのかなと思って、その説明があったのか、私聞き漏らしていたのですけれども、補正予算に出ていたのかなと思つたりしたのですけれども、これについての説明お願いいいたします。

それから、17ページの消防施設費の中の繰越明許費が6,300万円、消防ポンプ等を買う予定で予算計上されたのですけれども、結局購入はなさらなかつたということですが、実際はどういう状況になつているのかお尋ねいたします。

以上です。

議長（櫻沢 保君） 答弁願います。

総務課長。

**総務課長（櫻井英樹君）** 高橋議員のご質疑にご説明申し上げます。

私からは、まず自販機についてなわけですけれども、組合の自販機につきまして設置しているのは、まず小山川クリーンセンターの管理棟、あと小山川クリーンセンターのプラットフォーム、あと消防本部と各分署でございます。各分署に1個ずつ置いておりまして、自販機の数は全部で10基でございまして、自販機そのものは増えてございません。こちらのほうは入札を実施いたしまして、そちらのほうで契約等をして、その売上げに応じて歳入になっておりますので、歳入が予算よりも大幅に増えたというのは歳入の見込みが低かったのかなということが原因だというふうに考えられます。

以上でございます。

**議長（櫻沢 保君）** センター長。

**小山川クリーンセンター長（前川英寿君）** 高橋議員の13ページの小山川クリーンセンターの煙突の清掃についてなわけですけれども、昨年度、焼却炉を立ち下げたときに煙突の周りにさびのようなものが出ていました、それを調べると、1号炉、2号炉、3号炉という煙突が3本あるのですけれども、そちらの中の鉄のさびが剥離して外に出ていたような状況でございました。そのため、急遽煙突内部のさびの除去の委託を行いました。あわせて、煙突の鉄の部分、肉厚がどのくらいあるのか測りました。肉厚の件に関しましては、プラントメーカーに確認したところ、まだ問題なく使用できるということで点検報告が出ております。

以上が急遽点検を行った理由になります。

**議長（櫻沢 保君）** 総務課長。

**総務課長（櫻井英樹君）** 高橋議員のご質疑にご説明申し上げます。

雑入で予算見込みに対して収入済みが低い、大きく開いた原因は何かということでございますけれども、こちらの主な要因は、備考欄にございます余剰電力売電料金6,955万4,109円、こちらのほうが令和5年度におきましては1億3,800万円ほどの収入でございました。入札の結果、こちらのほうが低く入札になってしましましたので、この分が大きく減少してしまったのかなというふうに見込んでおります。

以上でございます。

**議長（櫻沢 保君）** 消防長。

**消防長（野沢 充君）** 高橋議員の質問に対してご説明いたします。

消防施設費、繰越明許6,363万9,000円についてですが、昨年度、シャーシメーカーであるいすゞ自動車で排ガス後処理装置プログラムの不具合等で車種の供給が遅れてしまいまして繰越明許になつたものです。今年度、9月1日に完成検査を終わりまして、9月8日から神泉のタンク車として運用している状況でございます。

以上です。

議長（櫻沢 保君） 7番、高橋議員。

7番（高橋和美君） お答えいただきましたけれども、さっき自動販売機設置の100万円超えたのは何でかというと、もともと10基あるのは変わっていないけれども、入札金額が多かった。そのために増えたというのは、私は実績に基づいて予算組みされていると思うのです。何で40万円から100万円になってしまふ。40万円そのものが低かったということですね。それは例年ずっとそういう実績だったからということで、その辺の見当違い、見込み違いというのがあったということでしょうか。本当はもっと入札金額はあったのに、今までの実績でその程度かなというか、その辺ちょっと甘かったのかなという気がしますけれども。

それから、クリーンセンターの委託料の関係なのですけれども、焼却炉の煙突の清掃できびが出ているかどうかという話です。私が気になったのは、当初予算になかったので、補正で出たのかなと、その辺を確かめたかったということです。点検そのものよりも、そちらのほうが私は気になつたので、お尋ねいたしました。委託内容よりもその辺はどうだったのでしょうか。補正で出てきたのかな、どうだったのでしょうか。

それから、雑入説明いただきました。余剰電力が思ったより高く売れたとか、それを聞いているのではなくて、一番下の雑入717万8,710円が当初予算よりかなり大きいのは何でかなと。主なものは何が入っているのかということをお尋ねしたかったのですけれども、いかがでしょうか。

議長（櫻沢 保君） 以上3点について答弁願います。

総務課長。

総務課長（櫻井英樹君） 高橋議員のご質疑にご説明申し上げます。

先ほどの予算の見込みにつきましては、精査のほうをもっと上げて予算組んでいきたいと思いますので、ご了承願いたいと思います。

次の700万円の主なものでございますが、こちらのほうの内訳なのですが、金額が大きなものといったしましては、まず斎場の残骨灰処理に係る収入、こちらのほうが274万1,860円ございます。組合全体のものをここに集めてございますので物すごい数になるのですけれども、あと小山川クリーンセンターでは損害保険料だとか公有建物災害共済金、そういったものもここに含まれます。消防本部につきましては、自動車等の事故等の修繕にかかった保険の共済金というものがこちらのほうに含まれてまいります。そういうものが非常に金額としては大きい形になってございます。

総務課につきましては、あまり大きなものはないですが、全国市長会とか、やっぱりこちらのほうも共済とかの事務手続をやっている関係がございますので、そちらのほうの事務費等がこちらのほうに入ってきて、そちらのそれを積み上げますと717万8,710円というような数字になったものでございます。

以上です。

議長（櫻沢 保君） センター長。

小山川クリーンセンター長（前川英寿君） 高橋議員の煙突の件についてご説明させていただきます。

当初予算では煙突の清掃、こちらのほうは入っておりませんでした。急遽行わなければいけなくなってしましましたので、執行残を集めて、それで今回委託としてやらせていただいたものでございます。

以上になります。

議長（櫻沢 保君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（櫻沢 保君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○第10号議案ないし第13号議案の常任委員会付託省略

議長（櫻沢 保君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております第10号議案ないし第13号議案、以上4件につきましては、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（櫻沢 保君） ご異議なしと認めます。

よって、第10号議案ないし第13号議案、以上4件につきましては委員会付託を省略することに決しました。

○第10号議案に対する討論・採決

議長（櫻沢 保君） 次に、第10号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という人あり）

議長（櫻沢 保君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第10号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という人あり）

議長（櫻沢 保君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○第11号議案に対する討論・採決

議長（櫻沢 保君） 次に、第11号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という人あり)

議長（櫻沢 保君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第11号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という人あり)

議長（櫻沢 保君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ○第12号議案に対する討論・採決

議長（櫻沢 保君） 次に、第12号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という人あり)

議長（櫻沢 保君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第12号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という人あり)

議長（櫻沢 保君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ○第13号議案に対する討論・採決

議長（櫻沢 保君） 次に、第13号議案に対する討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という人あり)

議長（櫻沢 保君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第13号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という人あり)

議長（櫻沢 保君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

### ○管理者挨拶

議長（櫻沢 保君） これにて本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

ただいま管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田管理者。

管理者（吉田信解君） 議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

令和7年児玉郡市広域市町村圏組合議会第3回定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご多用の中ご参考賜りまして、ただいま第10号議案、第11号議案、第12号議案につきましてご議決、ご決定、また第13号議案につきましてもご認定賜りました。誠にありがとうございます。

秋も深まってまいります。この後、寒くもなってまいります。季節の移ろう中でございます。どうぞそれぞれお体ご自愛の上、それぞれの市、町の進展、そしてまた児玉郡市の進展のために今後ともよろしくお願ひ申し上げまして、簡単でございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

議長（櫻沢 保君） 以上で管理者の挨拶を終わります。

○閉会の宣告

議長（櫻沢 保君） これにて令和7年児玉郡市広域市町村圏組合議会第3回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 4時20分 閉会

議長 櫻沢 保

署名議員 新井 英行

署名議員 林富司

○ 議案處理狀況

參 考 資 料

○ 議案審議結果一覽表

### 第 3 回 定 例 会

#### ○ 議 案 处 理 状 況

提 出

管 理 者 4 件 議 員 な し 計 4 件

審 議 結 果

原案可決 3 件 原案認定 1 件 計 4 件

#### ○ 議 案 審 議 結 果 一 覧 表

議案番号	件 名	上程月日	議決月日	議決状況
第10号議案	児玉郡市広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	10月15日	10月15日	原案可決
第11号議案	児玉郡市広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	10月15日	10月15日	原案可決
第12号議案	令和7年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1号）	10月15日	10月15日	原案可決
第13号議案	令和6年度児玉郡市広域市町村圏組合一般会計歳入歳出決算認定について	10月15日	10月15日	原案認定